

番号	1 福祉・介護人材の処遇改善と報酬体系の見直しについて
項目	福祉領域と一般企業との給与水準・初任給の格差は著しく大きく、近年の物価高騰による経営圧迫も重なり、現在の報酬単価のままでは給与へ転嫁することが極めて困難であり、処遇改善手当においても障害福祉分野と高齢福祉分野との格差が存在していることや、地域活動支援センター等の一部事業は対象外となっている。 国に対して、基本報酬の引き上げ及び処遇改善加算、食事提供体制加算、補足給付費等の見直しに向けての働きかけを行うとともに、大阪市独自の処遇改善上乘せ補助ならびに地域活動支援センター等の処遇改善手当の対象外事業への手当支給措置を検討していただきたい。
(回答) 自立支援給付費等における障がい福祉サービスについては、障がい者等が身近な地域で必要な支援を適切に受けられるよう、安定的なサービス提供体制の確保が不可欠であります。そのため、基本報酬として、障がい福祉サービス事業所等において必要な人材を確保できる水準の単価を設定する必要があることから、国に対して様々な機会をとらえ、要望を行っているところです。 また、地域活動支援センター事業については、業務委託として実施しており、前年度の平均利用人数を基礎として、利用人数規模や事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しております。 なお、今般の物価高騰及び人件費高騰の影響を踏まえたうえで、委託料の増額を図っております。 引き続き、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話： 06-6208-7986

番号	2 障害福祉現場のＩＣＴ・介護テクノロジー等の導入支援について
項目	業務の効率化を目的としたＩＣＴ・介護テクノロジー等の導入による職員の負担軽減（腰痛予防等）が急務であるが、Ｗｉ－Ｆｉをはじめとする通信環境の未整備に加え、初期導入費用やランニングコストの高さが障壁となり、ＩＣＴ・介護テクノロジー等の導入が進んでいない状況でもあることから、簡易な申請手続きで就労継続支援等の幅広い施設・事業所が活用できる大阪市独自の「ＩＣＴ環境整備・電子化推進助成金」を創設していただきたい。 さらに、助成金の申請については、現在は募集から申請期日までが一週間程度と短いことが多いが、ゆとりを持って申請ができるためにも事前アナウンスを早めにしていただきたい。
（回答） 本市では、これまで「介護ロボット等の導入支援事業」及び「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」、「障がい福祉分野のＩＣＴ導入モデル事業」を国の補助要綱に基づき実施してまいりました。令和８年度からは、国の要綱において新たに先進的な取組についての補助が新設されたことを踏まえ、「介護テクノロジーのパッケージ型による導入支援事業」を実施しております。障がい福祉サービス事業者の業務効率・負担軽減等人材確保の取組は重要と考えており、引き続き、効果的な補助の実施を検討してまいります。 また、申請期間については、国への提出期限を遵守するためタイトなスケジュールとなっていることは認識しており、事前アナウンスを含め、周知方法を少しでも改善できるよう、取り組んでまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 施設グループ 電話：06-6208-8049

番号	3 移動支援の対象拡充と単価設定・報酬の見直しについて
項目	障害者支援施設においては、利用者の余暇活動に伴う外出支援や、定例的・定期的を含む通院支援が移動支援事業の対象になっていないことから、大阪市独自の移動支援事業の対象に加えていただくとともに、利用者が制限なく移動支援サービスを利用できることで、地域社会との交流等が図れるように事業の対象を拡充していただきたい。 さらに、大阪市が設定する報酬単価と大阪府の最低賃金の上昇との乖離に加え、慢性的なヘルパー不足により、移動支援事業の維持が困難となり、事業廃止を検討や選択する事業所も増加していることで、結果的に利用者が移動支援を希望しても利用ができない状況になっていることから、単価設定や報酬の見直しをしていただきたい。
(回答) 本市においては、原則として市内在住の在宅の障がいのある方を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等のための外出の際の支援として移動支援事業を実施しております。ただし、全身性障がい者の方については、施設入所中であっても、移動支援事業の対象者としています。 また、施設に入所されている重度の盲ろう児の方や、知的障がいのある方、精神障がいのある方も、一時帰宅中などの場合においては、必要な外出を支援するため利用を可能としているところです。 定例的・定期的な通院等の支援に関しては、障がい者支援施設において医療的ケアを必要とする方等の医療機関への通院頻度が高くなっていることを背景に、令和6年度の報酬改定において通院に係る支援を実施した場合の加算が新設されております。 移動支援事業については、障がいのある方の地域生活や社会参加を支える重要な支援であると考えており、今後も安定的に事業を実施していくため、今年度、大阪市に登録のある移動支援事業者を対象に、報酬水準・運営上の実態を幅広く把握するためのアンケート調査を行ったところです。引き続き有識者等の意見も伺いながら、より利用しやすい事業となるよう検討を進めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	4 福利厚生等の充実と人員配置の整合性について
項目	人員配置基準において、正職員の有給休暇は配置基準の算定に含まれる一方、非常勤職員の有給休暇に対しては対象とみなされず、月内で有給休暇の時間数を別途確保する必要がある。 厚生労働省が有給休暇の取得を促進している昨今、非常勤職員の有給休暇についても出勤とみなすよう、市内の障害者施設・事業所を指導している大阪市として国に強く要望していただきたい。
(回答) 障がい福祉サービス事業所等の人員配置基準に係る取扱いについて、ご要望の趣旨は、非常勤職員の有給休暇取得を確保しやすい運用とする観点から重要なものと認識しております。 一方で、人員配置基準に係る常勤換算の算定方法については、国が示すQ & Aにおいて、非常勤職員の有給休暇の取扱いが整理されているところです。 働き方改革の推進や年次有給休暇の取得促進が進む中、現場の運営実態に与える影響や課題に対する、国の制度運用やQ & Aの見直し等の動向を注視してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527

番号	5 障害者支援施設の個室化への改修・修繕経費の助成について
項目	障害者支援施設の個室化について、特別養護老人ホームでは個室化の経費の全額が助成金の対象になっているが、障害者については対象外となっていることから、入所者の尊厳や人権を踏まえて、すべての入所施設を対象にしていきたい。
(回答) 入所施設の整備については、国の基本指針において、施設入所者数の削減が基本となっており、本市の障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画においても、施設から地域生活への移行の促進に取り組んでおります。一方で、障がい者支援施設は、障がいのある人や家族の地域生活を支える身近な存在のひとつとして、地域の関係機関と連携し、これまで蓄積してきたノウハウや専門性を活かしながら、地域に根差した支援を行う役割であると認識しております。 入所施設の社会資源を維持するため改修が必要な施設については、障がい福祉計画等に基づき、引き続き助成や支援を行ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 施設グループ 電話：06-6208-8049

番号	6 運営指導における対応について
項目	昨今、就労支援事業所における高額の不正請求の事象があったが、日頃より様々な書類の提出、運営指導にあたって細かい書類の確認、間違いの指摘がされる一方で、今回の事象は大きな問題であると考えている。 今後の運営指導については、通報や問題・課題があると想定される施設・事業所を最優先に指導する観点を持って取り組んでいただきたい。
(回答) 本市における運営指導については、国が示す「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」等に基づき実施しております。 その中でも、計画的に実施する一般指導と通報等に基づき実施する随時指導に区別して実施しているところです。 引き続き、不正請求や不適切な運営が生じないよう適切に運営指導等を行ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527

番号	7 医療型障害児入所施設における他院受診時の投薬制限見直しと措置費対応について
項目	医療型障害児入所施設では、病院として療養病棟入院基本料を算定しており、病棟の入所児が他院を受診した場合、保険請求できるのは「受診日 1 日分の薬剤料と調剤料」のみとなっており、2 日目以降の薬剤料は保険請求できないため入院医療機関と受診医療機関の間で合議請求（自費負担）となっている。 しかし、療養病棟でも専門外等の理由による他医療機関受診が必要なケースが多くあるため、投薬制限の撤廃または受診券で請求ができるよう国に要望するとともに大阪市独自の措置を検討していただきたい。
（回答） 医療型障害児入所施設における医療費については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」により規定されているところであり、児童福祉法第 24 条の 20 により必要な医療費を給付しています。また、措置児童についても、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）等に準じる額を入所医療費として支弁しています。 医療型障害児入所施設に入所する児童に必要な医療は様々であり、今後について、障害児入所施設に入所する児童が必要な医療を受けることができるように、その実態を注視しながら、必要な施策の検討に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06－6208-8076

番号	8 補装具費用の基準額超過分を措置費で対応できる制度改善について
項目	障害児入所施設では、入所児の補装具を製作する際に措置児童は原則として補装具の購入・修理に要した費用の1割が自己負担になり措置費での請求が可能となっているが、基準額を超える費用は自己負担となっていることから措置費での請求ができるよう国に要望していただきたい。
(回答) 障がい児入所施設において、補装具の購入・修理に要した費用の1割については、措置費による支弁が可能となっているものの、その基準額については、毎年告示でその額が示されています。 また、補装具費支給事業における差額自己負担は、デザイン・素材等の本人希望による選択の場合であり、支給の必要性を認める補装具については、原則として申請者に差額を求めないとする取扱いが国から示されているところですが、依然、基準額と市場価格との差が生じているものもあります。 令和6年度に大規模な基準額の改正が行われたものの、今般の物価高騰により、補装具全体の価格が上昇していることから、適正な基準額の設定により障がい児が個々のニーズに沿った補装具を選択できるよう引き続き市場価格を反映した基準額の設定について国に対して要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	9 障害児入所施設の入所児に対する児童発達支援等の利用について
項目	現在、入所児は地域の保育所・幼稚園（公立を除く）、児童発達支援等の利用は認めていないが、国の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」において利用を可能にするよう検討されている。 大阪市では、独自の療育支援事業があり、通所給付や療育につながらないこどもへの支援を実施しているが、在宅児を原則としていることから今年度の利用を不可とされた。 未就学の入所児がこどもらしく、こども同士の集団の学びや療育が受けられるよう制度の柔軟な運用ができるよう検討していただきたい。
（回答） 障がい児入所施設に入所している児童については、国の定める「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」により、「障害児入所施設に入所する障害児については、入所中は、原則として障害児通所支援を利用することができない。」とされているため、一時帰宅中において支援が必要な事情が生じ、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、直ちに入所施設に戻ることも困難である場合（一時帰宅中の指定入所支援の報酬（入院・外泊時加算を含む。）を算定しない場合）を除いて障がい児通所給付を利用することができません。 また、大阪市障がい児等療育支援事業については、国の「地域生活支援事業等実施要項」において、在宅の障がい児（者）の地域における生活を支える事業であるとされていることを踏まえ、本市として、同事業の利用対象者を、主として障がい受容が進んでいないために、法定給付事業を受けることが出来ない本市内に住所を有する在宅障がい児（者）及びその保護者としているところです。 今後についても、障がいのある児童が必要な療育を受けることができるように、その実態を注視しながら、必要な施策の検討に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06－6208-8076

番号	10 相談支援事業に対する評価等について
項目	令和7年12月時点で、障害児通所支援受給者数は約2万3千人であるが、障害児相談支援の決定者数は約1万2千人で過半数がセルフプランであると推測されるが、成人についてもほぼ同様である。 給付決定のあり方としては、本来は相談支援事業を利用することになっているものの、適正な支給決定及び相談支援事業の利用につながるよう、相談支援事業の質の向上に資する評価や処遇改善、適正な支給決定のあり方を示していただきたい。 さらに、相談支援従事者初任者研修等の受講がしやすくなるために、回数や定員を増やすなどの改善を大阪府に要望をしていただきたい。
(回答) 本市における計画相談支援、障がい児相談支援の利用率は50%前後で推移しています。障害者総合支援法において、障がい者等が希望する場合はセルフプランを提出できる規定となっていることから、多くの方がセルフプランの提出によりサービスを利用されているところですが、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に作成される「のぞましいセルフプラン」が生じないよう、取組を検討してまいります。 また、計画相談支援、障がい児相談支援を必要とされる方が円滑に利用できるよう、その支給決定のあり方などについて、障がい福祉サービス等における支給決定等のあり方検討会議の場を活用しながら検討を進めてまいります。 一方で、相談支援体制の量的、質的充実は重要な課題であり、事業所の運営が成り立つような業務量に見合った報酬体系とするよう国に要望してきたところ、本年6月から相談支援事業にも処遇改善加算が適用されたところであり、引き続き、令和9年度報酬改定の内容を注視してまいります。 大阪府においては、令和7年度から、相談支援従事者初任者研修の開催を年3回から年4回へ増加し、同現任研修については今年度から年2回から年3回に増加して受講枠を拡大されたところであり、引き続き、希望される方が研修を受講できるよう、大阪府と連携を図ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7939

番号	11 前年度までに要望した項目の経過及び進捗状況について
項目	令和8年度・令和7年度・令和6年度・令和5年度の予算要望において、当協議会より大阪市に要望した項目のうち、令和8年度要望において国や大阪府等に対して必要な対応・要望・連携等を行うと回答されていた項目の、その後の経過や進捗状況等について教えていただきたい。 さらに、令和7年度・令和6年度・令和5年度の予算要望において、当協議会より大阪市に要望した項目のうち、昨年度に回答いただいた国や大阪府等に対しての引き続いて要望等を行っていただいた結果により、制度化されたものや大阪市独自で対応された施策等があれば教えていただきたい。
(回答) 初めに令和8年度の予算要望項目について、経過・進捗状況等をそれぞれお答えします。 ・(R8-1) 物価高騰に伴う負担軽減のための財政措置に取り組んでいただきたい ・(R8-2) 福祉人材の確保と育成・定着について ・(R8-4) 施設の感染症を理由にキャンセルした通所施設や短期入所等の利用者の基本報酬分の補填について ・(R8-6) 損害賠償保険について ・(R8-8) 入所施設における高齢化に伴う補助金等について ・(R8-9) 防災用品や感染対策物品等の補助について 本年7月には大都市民生主管局長会議、8月には大阪府市長会など、様々な機会を通じて、国や大阪府に対して要望を行っています。 また、報酬単価の改善等を含め、様々な項目について、本市を含む20の政令市と東京都で構成している二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議において、本年7月に障がい者福祉施策に関する要望を行いました。 具体的には、貴会からの令和8年度予算要望項目1の物価高騰に伴う負担軽減のための財政措置について、項目2の福祉人材の確保と育成・定着について、項目4の施設の感染症を理由にキャンセルした通所施設や短期入所等の利用者の基本報酬分の補填について、項目6の損害賠償保険について、項目8の入所施設における高齢化に伴う補助金等についてなどに関して要望を行いました。また、項目9の防災用品や感染対策物品等の補助については、新型コロナウイルス感染症への取組を踏まえ、次の感染症危機等に備えるために、平時より大阪府、関係機関等と「障がい福祉サービス事業者・障がい児支援事業者指定・指導業務に関する調整会議」において情報共有を図っており、国に対しては現場の実情を踏まえた必要な対策が講じられるよう、適時に働きかけてまいります。 次に、令和7年度・令和6年度・令和5年度の予算要望項目についてです。制度化されたものや大阪市独自で対応された施策等はありませんでしたが、引き続き、様々な機会を通じて国や大阪府に対して要望を行っています。	

そのほか、経過・進捗状況等をそれぞれお答えします。

（Ｒ６－５）地域の保育所等における障がい児（医療的ケア児含む）の受入れについて

障がい児（医療的ケア児）の受入れには保育士（看護師）の確保が必要であることから、加配保育士等（医療的ケア児対応看護師等）の人件費助成や、障がい児の受入れに必要な教材・環境備品購入費の助成を行っています。また令和６年度より、医療的ケア児対応看護師にかかる人件費助成を、これまでの保育短時間（８時間）対応から保育標準時間（１１時間）対応に拡充し、常勤の専任看護師１名での対応としていたところを、複数の看護師による対応を可能とし、また医療的ケア児にかかる災害時の物品購入助成事業を拡充しております。さらに、令和７年度からは、障がいの疑いに該当すると医師が診断している児童や、障害児通所給付費等の給付決定を受けている児童も対象とするなど、受入れの実態に即した助成を行えるよう、制度を拡充したところです。

なお、保育所等での障がい児の受入れは年々進んでおり、令和７年４月１日に引き続き、令和８年４月１日現在の待機児童数も０人となりました。一方で、いまだ受入れのない施設があることも事実であり、課題であると認識しております。全国的に保育士の確保が困難な状況に加え、特別支援保育のノウハウ不足など、スキル面での課題もあります。そこで、発達支援プログラム冊子「できた！わかった！たのしいよ！」の発信や、民間保育所の保育士等を公立保育所に迎え入れて実践研修を行う「特別支援保育実践交流研修事業」などにより、特別支援保育のノウハウを共有しています。あわせて、民間保育施設の相談に応じるための特別支援保育巡回指導講師を増員し、ソフト面からの支援も継続しています。今後も引き続き、障がい児の受入れ促進に取り組んでまいります。

（Ｒ５－２）提出書類の簡素化・簡略化について（９）処遇改善加算等【厚労省・大阪府】

処遇改善加算の手続きのみならず、申請手続きの簡素化、様式の統一など、さらなる簡素化・簡略化を行うよう、引き続き要望を行ってまいります。

なお、令和８年４月より指定（指定変更）申請書など一部様式については、国様式に統一が図られたところです。

担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 施設グループ 電話：06-6208-8049
	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986
	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527
	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9709